

公益財団法人せたがや文化財団専門職員給与規程

平成30年2月20日
せ文財規程第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人せたがや文化財団専門職員就業規程（平成29年せ文財規程第1号。以下「専門職員就業規程」という。）第51条の規定に基づき、同規程が適用される専門職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 専門職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 超過勤務手当
- (6) 休日給
- (7) 期末手当
- (8) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で直接専門職員に支払わなければならない。ただし、専門職員からの申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の給与の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

第2章 給料

(給料の意味及び給料表)

第4条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は月額とし、別表第1に定める給料表による。

(給料の決定)

第5条 専門職員に適用される給料表の職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第2に定める基準により決定する。

- 2 専門職員就業規程第15条の手続で採用された専門職員及び同規程第16条の手続で登用された専門職員の給料月額、前項の規定により決定される職務の級に基づき、別表第3に定めるところにより給料月額を決定する。
- 3 専門職員は、主任選考に合格し主任の職を命じられ昇格した場合及び主任の職にある職員が1級の職務の級に降格した場合における給料月額は、別表第4に定める基準による。
- 4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月額がある場合において、9月以上のときは9月、6月以上9月未満のときは6月、3月以上6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。
- 5 専門職員就業規程第27条の規定により継続雇用された再雇用専門職員（勤務時間が同規程第35条で定める4週間を平均した週の勤務時間が38時間45分の者に限る。）の給料月額は、その者に適用される給料表の第2項の表に掲げる給料月額とする。
- 6 この規程により難いと認められるときは、世田谷区の職員の例により理事長が決定する。
(昇給の基準)

第6条 専門職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前で理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により専門職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した専門職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。
- 3 専門職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 4 専門職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(育児短時間勤務専門職員等の給料月額)

第7条 公益財団法人せたがや文化財団職員の育児休業等に関する規則（平成15年せ文財規則第1号）第21条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた専門職員（以下「育児短時間勤務専門職員」という。）及び公益財団法人せたがや文化財団職員の介護休業等に関する規則（平成26年せ文財規則第3号）第15条に規定する介護短時間勤務の承認を受けた専門職員（以下「介護短時間勤務専門職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、専門職員就業規程第35条により準用する公益財団法人せたがや文化財団総合職員就業規程（平成15年せ文財規則第1号。以下「総合職員就業規程」という。）第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の時期)

第8条 第6条に規定する昇給の時期は、4月1日を基準とし理事長が定める。

(給料の支給方法)

第9条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額の全額を月1回に支給する。

- 2 給料の支給日は、給与期間のうち理事長の定める日とする。

- 3 新たに専門職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 専門職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 専門職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により給与を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その給与期間の現日数から週休日（専門職員就業規程第38条が準用する総合職員就業規程第35条第1項第1号に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（解雇時の給料支給の特例）

第10条 専門職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸手当

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある専門職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその専門職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円
- (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第12条 新たに専門職員となった者に扶養親族がある場合又は専門職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その専門職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事

長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに専門職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が専門職員となった日、扶養親族がない専門職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている専門職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている専門職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。
- (1) 扶養手当を受けている専門職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている専門職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第13条 専門職員には、当分の間地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 支給割合は、100分の20を超えない範囲とする。
- 4 地域手当の支給については、給料の例による。

（住居手当）

第14条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である専門職員のうち、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃を（使用料を含む。）を支払っているものには、住居手当を支給する。

- 2 住居手当の月額は、8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最

初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額)とする。

3 住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 次の各号に掲げ専門職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする専門職員(交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める専門職員以外の専門職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする専門職員(自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める専門職員以外の専門職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする専門職員(交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める専門職員以外の専門職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる専門職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる専門職員

その者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間。以下同じ。)の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる専門職員

別表第5に掲げる専門職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる専門職員

交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される専門職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該専門職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

4 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた専門職員に対しては、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 専門職員就業規程第39条で準用する総合職員就業規程第36条第1項に規定する休日労働（休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除された場合を除く。）において超過勤務することを命ぜられた専門職員に対しては、その勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第1項の規定に定めるもののほか、専門職員就業規程第35条で準用する総合職員就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた4週間を平均して1週間の正規の勤務時間を超えて専門職員就業規程第39条により準用する総合職員就業規程第36条第1項の規定により休日労働を命じられた専門職員に対しては、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することができる。

4 育児短時間勤務専門職員及び介護短時間勤務専門職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、第1項の規定にかかわらず、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額を支給する。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が、1箇月について60時間を超えた専門職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の50

6 前5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に専門職員就業規程第38条で準用する総合職員就業規程第35条の第1項第2号（土曜日に当たる日を除く。）及び第3号（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）

に規定する日の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務専門職員及び介護短時間勤務専門職員にあっては、その額に専門職員就業規程第35条で準用する総合職員就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

7 超過勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

（休日給）

第17条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することが命じられた専門職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき前条第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、理事長が代休日を指定し当該専門職員がその代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

2 休日給は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

（期末手当）

第18条 専門職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める基準により期末手当を支給するものとする。

2 期末手当の支給日は、その都度理事長が定める日とする。

（勤勉手当）

第19条 専門職員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、理事長がその都度定める基準により勤勉手当を支給することができる。

2 勤勉手当の支給日は、前条第2項を準用する。

（再雇用専門職員についての適用除外）

第20条 第11条及び第12条並びに第14条の規定は、再雇用総合職員には適用しない。

第4章 雑則

（給与の減額）

第21条 専門職員が勤務しないときは、休日、専門職員就業規程第42条から第44条まで並びに第45条及び第46条において準用する総合職員就業規程第38条から第40条までに規定する年次有給休暇、同規程第41条に規定する病気休暇（1回について、引続く90日を限度とする。）及び同規程第42条に規定する特別休暇（生理休暇については、1回について、引き続く3日を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合であって、その勤務しないこと及び給与の減額を免除することに理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、理事長が別に定めるところによる。

3 第1項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の

際行うものとする。

(時間の計算)

第22条 第16条、第17条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者等の給与)

第23条 欠勤者又は休職者の給与については、第21条に定める場合を除くほか、別表第6に定めるところによる。

(端数計算)

第24条 第16条における給与の計算において、円位未満の端数が生ずるときは、その端数が50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げ、第13条、第18条及び第19条における給与の計算において、円位未満の端数が生ずるときは、その端数は切り捨てる。

(その他)

第25条 この規程及び別に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な事項は、世田谷区の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、第11条第3項並びに第12条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、次の通りとする。

[第11条第3項]

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族 10,000円
- (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものうち一人（専門職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円
- (3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円
- (4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

[第12条第1項]

第12条 新たに専門職員となった者に扶養親族がある場合又は専門職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合においては、その専門職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5項に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある専門職員が配偶者のない専門職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある専門職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

[第12条第3項]

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合又は扶養手当を受けている専門職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている専門職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている専門職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

[第12条第4項]

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある専門職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている専門職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある専門職員が配偶者のない専門職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

別表第1（第4条関係）

1 再雇用専門職員以外の専門職員

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額（円）	給料月額（円）
1	128,300	177,400
2	129,300	178,900
3	130,300	180,300
4	131,400	181,800
5	132,400	183,200
6	133,500	184,700
7	134,600	186,300
8	135,700	187,800
9	136,800	189,400
10	137,800	191,000
11	139,000	192,600
12	140,200	194,400
13	141,300	196,100
14	142,600	197,800
15	143,900	199,500
16	145,100	201,200
17	146,500	202,900
18	147,900	204,600
19	149,400	206,300
20	151,100	208,100
21	152,700	209,900
22	154,300	211,700
23	155,900	213,500
24	157,500	215,300
25	159,200	217,100
26	160,800	218,900
27	162,400	220,700
28	163,900	222,600
29	165,400	224,500
30	166,500	226,400
31	167,600	228,300
32	168,700	230,200
33	169,800	232,200
34	171,000	234,100
35	172,200	236,000
36	173,600	237,900

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額（円）	給料月額（円）
37	175,000	239,800
38	176,500	241,700
39	178,100	243,600
40	179,600	245,500
41	181,200	247,300
42	182,800	249,100
43	184,500	250,900
44	186,200	252,700
45	187,900	254,500
46	189,600	256,200
47	191,300	257,900
48	193,000	259,600
49	194,700	261,300
50	196,400	263,000
51	198,100	264,600
52	199,800	266,300
53	201,600	267,900
54	203,300	269,500
55	205,000	271,100
56	206,700	272,700
57	208,400	274,200
58	210,100	275,700
59	211,800	277,200
60	213,400	278,800
61	215,100	280,200
62	216,700	281,700
63	218,300	283,100
64	219,900	284,500
65	221,500	286,000
66	223,200	287,300
67	224,800	288,700
68	226,300	290,000
69	227,800	291,400
70	229,400	292,700
71	230,900	294,000
72	232,400	295,200

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)
73	234,000	296,400
74	235,500	297,600
75	237,000	298,700
76	238,500	299,700
77	239,900	300,700
78	241,300	301,700
79	242,800	302,600
80	244,200	303,500
81	245,700	304,300
82	247,100	305,100
83	248,500	305,900
84	249,900	306,600
85	251,200	307,200
86	252,600	307,800
87	253,900	308,400
88	255,200	308,900
89	256,500	309,500
90	257,700	310,000
91	259,000	310,500
92	260,100	311,000
93	261,300	311,400
94	262,500	311,900
95	263,700	312,300
96	264,700	312,800
97	265,800	313,200
98	266,900	313,700
99	268,000	314,100
100	269,100	314,600
101	270,000	315,000
102	271,000	315,500
103	272,000	315,900
104	272,900	316,400
105	273,800	316,800
106	274,700	317,200
107	275,500	317,600
108	276,300	317,900

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)
109	277,200	318,300
110	277,900	318,600
111	278,600	319,000
112	279,300	319,400
113	279,900	319,700
114	280,600	320,100
115	281,100	320,400
116	281,700	320,800
117	282,100	321,200
118	282,600	321,500
119	282,900	321,900
120	283,300	322,200
121	283,600	322,600
122	284,000	
123	284,400	
124	284,700	
125	285,100	
126	285,400	
127	285,800	
128	286,200	
129	286,500	
130	286,900	
131	287,200	
132	287,600	
133	288,000	
134	288,300	
135	288,600	
136	288,900	
137	289,100	
138	289,400	
139	289,700	
140	289,900	
141	290,200	
142	290,500	
143	290,700	
144	291,000	

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)
145	291,300	
146	291,600	
147	291,800	
148	292,100	
149	292,400	

2 再雇用専門職員

給料月額	198,500
------	---------

別表第2(第5条関係)

□ 級別基準職務表

2 級	主任職の職務 (担当組織の中堅としての職務及び高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務)
1 級	一般職の職務 (定型的な業務を行う職務及び相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)

別表第3(第5条関係)

1 初任給基準表

基準	1 級 2 2 号
----	-----------

備考

- ・専門職員就業規程第15条により採用された者が、その職務について有用な経験を有する場合には、その者の号給を次表に定める経験年数換算表により換算された経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数切捨て)を加えて得た数を号給とすることができる。ただし、経験年数は換算後5年を限度とする。
- ・専門職員就業規程第16条により内部登用された者の場合において、その者の号給数を一般契約職員又は非常勤職員の経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数切捨て)を加えて得た数を号給とすることができる(経験年数は5年を限度とする。)。ただし、当該職員であるときの直近の年度の報酬年額(超過勤務手当及び通勤手当の額を除く。)を専門職員としての年度の給与年額が下回ることはなく、これを上回ることとなる号給数に調整する。

2 採用時経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備 考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5割	1 在学年数は、正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5割	経験年数は10年（換算後5年）を限度とする。

別表第4（第5条関係）

□ 昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	61
95	62
96	62
97	63
98	63
99	64
100	64
101	65
102	66
103	67
104	68
105	69
106	69
107	70
108	70
109	71
110	71
111	72
112	72
113	73
114	73
115	73
116	74
117	74
118	74
119	75
120	75
121	75
122	76

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
123	76
124	76
125	77
126	77
127	77
128	78
129	78
130	78
131	79
132	79
133	79
134	80
135	80
136	80

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
137	81
138	81
139	81
140	81
141	82
142	82
143	82
144	82
145	83
146	83
147	83
148	83
149	84

別表第5（第15条関係）

片道 使用距離区分 職員の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で理事長が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
	5キロメートル未満	2,600円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000円	5,300円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000円	8,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000円	10,900円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000円	13,700円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000円	16,500円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000円	19,300円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000円	22,100円
40キロメートル以上	13,000円	24,900円

別表第6(第23条関係)

□ 欠勤者又は休職者等の給与支給基準

	原因	給与支給基準
1 欠勤	(1) 業務上の事由又は通勤途上の負傷、疾病による欠勤	給与の支給に替えて、専門職員就業規程の第10章『災害補償』に定める休業補償を行う。
2 休職等	(1) 専門職員就業規程第21条 (総合職員就業規程第17条第1項第1号を準用)	休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ100分の80の額
	(2) 専門職員就業規程第21条 (総合職員就業規程第17条第1項第2号を準用)	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額以内で理事長が定める額
	(3) 専門職員就業規程第21条 (総合職員就業規程第17条第1項第3号～6号を準用)	理事長の定める額